

一般社団法人日本デフ水泳協会理事選出内規

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフ水泳協会定款（以下「定款」という。）第29条に定める理事の選任について定める。

(理事等の制限年齢)

第2条 理事は、就任時において、その年齢が満70歳未満でなければならない。ただし、重任を除く。

(理事等の任期の制限)

第3条 理事は、連続して5期（10年）を超えて就任することができない。

なお、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、以下のア) 又はイ) のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することができる。

ア) 当該理事がIF（国際競技連盟、デフの場合はICSD）の役職者である場合。

イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合。

(理事の選任方法)

第4条 定款29条に定める理事は、次に掲げる区分から理事候補者を定め、役員候補者選考委員会の推薦された者の中から、理事会の承認を経た上で、総会の決議によって選任する。ただし、理事の割合について、女性理事は全理事中40%、外部理事は全理事中25%を超えなければならない。

- (1) 当協会関係者
- (2) 日本水泳連盟、日本スイミングクラブ協会およびパラ水泳連盟加盟団体関係者
- (3) パラスポーツ関係者
- (4) 企業スポーツ関係者
- (5) 学識経験者

(その他)

第5条 この内規に定めるものの他、必要な事項は理事会にて別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和3年7月26日から施行する。
- 2 本内規は、令和4年4月10日より、一部改訂施行する。
- 3 本内規は、令和6年6月23日より、一部改訂施行する。